

イギリス中小資本家層の成長と転位効果-20世紀初頭の経費膨張と担税力-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊澤, 喜章 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8029

イギリス中小資本家層の成長と転位効果 ——20世紀初頭の経費膨張と担税力——

The Growth of the British Industrial Middle Class and the Displacement Effect

博士前期過程 政治経済学専攻 1995年度修了

熊 澤 喜 章

KUMAZAWA, Yoshiaki

- I 問題の所在
- II 20世紀初頭のイギリス社会
- III 所得分布の状況と産業所得の成長
- IV 税収構造の変化と担税力
- V 結語

I 問題の所在

かつてイギリスにおける国家経費膨張の過程を歴史的に考察したピーコック (A. T. Peacock) とワイズマン (J. Wiseman) は、次のような事実を指摘した。すなわち、1890年から1955年にいたるイギリス国家歳出の伸びを統計的に分析してみると、この間の国家歳出が人口1人当り実質価値で7倍に増大したのに対し、GNPは1.75倍に増加したにすぎない。この結果、GNPに対する国家歳出の割合は、1890年の9%から1955年の37%へと飛躍的に上昇したというのである¹⁾。そして彼らはこの飛躍的な経費膨張を説明するにあたり、転位効果 (displacement effect) と集中過程 (concentration process) という2つの観点を導入したのであった²⁾。転位効果とは、大規模な社会の混乱や戦争などの際に従来の課税と財政規模の水準が突破され、その水準が容認されてしまうと混乱がすぎ去ったのちもとの水準には戻らず、新たな高原状態で推移するというもので、経費膨張にはある段階から次の段階への水準の置き換えと時間的パターンが認められるというのである。

通常の状態では社会的サービスの提供を望みながらも、それに対する拠出、税の支払いに否定的対応を示していた社会が、戦争等の大規模な社会的混乱期にそれに応じた租税支払いを容認してしまうと、その後の平時の社会状態においてもそれまでの行政サービスの提供の維持を求め、それに応じた租税の負担が通常の状態となるのである。したがって、この転位効果が生ずるためには、それに応じた担税力の上昇が社会的に認められなければならないし、拠出にあたっての公平な負担の原則が確保されなければ、社会的不満を増幅することにもなりかねないのである。また、この経費膨張と同時に国民大衆が教育・保健・年金等の社会的給付に対して均一のサービス提供を要求するようになり、国家財政が地方財政に優越し、財政の集中化をもたらすというのが集中過程である。ピーコックとワイズマンは1890年から1955年にいたるイギリスの国家歳出を歴史的に分析し、この転位効果と集中過程が第1次大戦後と第2次大戦後に顕著にあらわれたとしているのである。

ところで、ピーコックとワイズマンが飛躍的な国家経費の増大を認めた第1次大戦前においても、イギリスにおける経費膨張はすでに20世紀初頭の段階で顕在化していたように思われる。経費膨張そのものは、19世紀後半より徐々に目立ちはじめるようになるが、その傾向を決定づけたのは世紀転換期に生じたボーア戦争（1899-1902年）であった。この戦役により、19世紀末には約1億ポンド程度であったイギリスの国家歳出は、戦時中には2億ポンド弱へと急膨張し、戦争終了後も戦前の水準には戻らず、戦前水準の約1.5倍程度で推移することとなった³⁾。今世紀初頭のボーア戦争後においても、前述したような転位効果と認められるような経費膨張が生じていたのである。

では、当時のイギリスはこうした経費膨張にどのように対応したのであろうか。経費膨張を長期的傾向として容認するのであれば、それに対応した歳入の増加がはからねばならない。しかも公債発行がきびしく抑制され、財政均衡主義が財政政策の基調をなしていた第1次大戦前においては、歳出の増加に対しては租税徴収の増加による歳入の増加が対応しなければならなかった。こうした状況のなかで、イギリスは今世紀初頭において膨張する経費に対応するため、税収構造の変化、すなわち歳入の基幹をなす税収を間接税中心主義から直接税中心主義へと転換し、その増税と累進化によって税収の増大をはかったのである。とりわけ所得税は税収構造の中心をなす基幹税として位置づけられ、第1次大戦勃発以前の1907-1910年にかけて、その増税と累進化による増徴がおしすすめられたのであった⁴⁾。

このように今世紀初頭のイギリスは、膨張する経費に直面して、税収構造の転換を通じた所得税の累進化・基幹税化をもって対応したのであるが、こうした税収構造の中心をなす税目の決定にあたっては、それに応じた担税力が納税者側にそなわっていなければ、長期的な展望をもった租税体系の構築をめざすことは不可能なことであろう。そこで本稿では担税力の成長という観点から、20世紀初頭のイギリスにおける経費膨張の問題とそれに対応する税収構造の変化を概観していこうと思う。担税力の弱い階層への過重な負担の強要は、社会不安を増大させ、やがては民主主義の疲弊、国家の貧困をもたらすであろう。20世紀初頭のイギリスにおいては、所得税を基幹税とし、その増税・累進化をおしすすめることによって、租税の公平な負担がはかれるという社会状況が存在し

たと思われるのである。以下、こうした社会状況を分析することにより、転位効果を可能ならしめた担税力の成長の背景を明確にしていくこととしよう。

II 20世紀初頭のイギリス社会

ヴィクトリア女王 (Victoria, 在位1837-1901年) の64年におよぶ長い治世のあと、20世紀初頭のわずか10年間という短い期間で終わったエドワード7世 (Edward VII, 在位1901-10年) の治世は俗にエドワード期と呼ばれ、多くの歴史的関心が寄せられるいわば転換期として注目を集めてきた。産業革命後の40年程に相応するヴィクトリア前・中期は、イギリスが「世界の工場」として君臨した絶頂期であったのに比較し、その後期はイギリス経済が長期にわたる大不況(およそ1870-93年)を経験したこともあり、年とともに厳格さを増す女王のもとで社会はいささか暗い表情をみせていた。これに対して、女王みずからが奢侈好きと軽蔑したエドワード7世の即位は、20世紀の幕あけとともに華やいた雰囲気社会にもたらし、イギリスはつかの間の繁栄期を迎えることとなる。事実、エドワード期を表現するにあたって、この時代をイギリス最後の栄光の時代とみなす見解も数多くみられ⁵⁾、後発資本主義諸国との激しい競争にさらされていた綿業でさえも、好調な業績であったことが伝えられているのである⁶⁾。

ところが、こうした繁栄の内容に関してはいささか疑問がさしはさまれるのである。まずこのエドワード期の繁栄が、主としてロンドン・シティの金融利害と関連をもつ投資階級と、輸出の好調が伝えられるランカシャー綿業に限ったことであったということである。後発資本主義諸国との激しい競争のなかで、海外市場はおろか国内市場までも侵食されつつあったバーミンガム鉄鋼業資本は、その窮状打開のため、保護関税の設定をイギリス政府に要求してくることとなる。輸入関税の設定による国内市場の保護、ひいては帝国関税同盟の締結による帝国内市場の保護を求めたバーミンガム鉄鋼業資本の要求は、その政治的デマゴグたる強力なる帝国主義者J.チェンバレン (J. Chamberlain) の運動 (いわゆるチェンバレン・キャンペーン⁷⁾) によって代表されるが、この運動もイギリス国民全体によって支持されることはなかった。関税改革問題を争点とした1906年総選挙における自由党の地すべりの大勝は⁸⁾、イギリスに保護関税の設定を放棄させ、自由貿易の継続を選択させることとなった。自由党が提唱する自由貿易は、好調な輸出に支えられたランカシャー綿業資本の要求であり、莫大な対外投資から多額の利益配当を実現させていたシティ金融利害と投資階級の要求であり、安価な食糧の輸入による「税抜き朝食」のための労働者階級の要求であった。この複雑な三つ巴の利害の相関を、ここでやや詳しくみてみることにしよう。

イギリスは19世紀中頃よりヨーロッパ・北米を中心に資本輸出を展開し始めるが、19世紀末頃よりその資本輸出の中心はしだいに後進諸国、すなわち第一次産品諸国へと移動・集中していった。イギリスから後進諸国への投資は鉄道や原料・食糧生産プランテーションを中心として展開され、それら第一次産品生産の拡大とそのヨーロッパ (イギリスを含む) ・北米工業諸国への輸出の増大は、後進諸国にイギリス工業製品の輸入に対する支払い対価の入手を可能ならしめ、イギリス工業

製品、とりわけ綿製品の輸出市場を確保するとともに、後進諸国の経済発展を一次産品生産に集中化させるように畸型化させ、イギリス本国からの投資に対する高い利益配当の還流を実現させた。事実、1920年以降は急速な衰退をみせたとはいえ、20世紀初頭のイギリス綿業の市場基盤は、インド・アジア諸国や中南米・アフリカ等の後進地域に存在したのである⁹⁾。またイギリスが自由貿易体制を堅持し、後発資本主義諸国からの工業製品輸入に対して本国市場を開放し続けたことは、後発資本主義諸国に後進諸国からの原料・食糧輸入に対する支払対価の入手を可能ならしめ、後進諸国からそれら後発資本主義諸国への一次産品輸出をより一層増大させ、後進諸国の経済発展をより一層畸型化させつつ、さらなる資本輸出の原資となる利益還流をイギリス本国にもたらした。こうして19世紀末以降自由貿易と資本移動の自由を基礎とした多角的貿易決済機構が確立され¹⁰⁾、世界貿易の発展にともなう為替形決済のロンドン金融市場への集中とそこへの短期資金の流入、对外投资とそれに対する利益還流の窓口としてのロンドン金融市場への長期資金の流入により、シティはこの多角的貿易決済機構の要として、イギリス金融帝国の頂点に君臨することとなったのである。またイギリスは産業革命以降、綿工業を主導として「世界の工場」としての地位を築きあげたが、大量の原料や食糧輸入のために貿易収支に関しては常にわずかながらの赤字を計上し、それを運輸・保険・金融等の貿易外収支からの大幅な黒字でおぎなう国際収支の黒字を実現し、对外投资のための資金を国内に滞留させていた。そして19世紀末以降の資本輸出の拡大と多角的貿易決済機構の確立は、この構図を増幅・定着させることとなり、イギリスはまさに「世界の工場」から「世界の銀行」へと変貌しつつあったのである。こうした状況下において、自由貿易はランカシャー綿業にとって市場確保のための有効な方策とみなされ、一次産品諸国への莫大な投資を展開しつつあった富裕階級やそれを媒介するシティ金融利害にとっては、高い利益配当を実現させるための基本政策とみなされたのである。さらに加えて、労働者階級にとってみれば、保護貿易による雇用確保という将来的見通しよりも、自由貿易による安価な食糧の輸入、「税抜き朝食」の提供という政策のほうが、はるかに現実的重要性をもつものであった。

以上が三者三様の自由貿易の選択による利益の共有の内容であったのであるが、それは多くのイギリス産業の犠牲のうえに築き上げられた砂上の楼閣のごときのものであった。イギリス金融帝国は、その蓄積構造のなかから確実に国内における生産過程を脱落させつつあったのである。しかもこうした機構のもとで、前二者すなわちランカシャー綿業とシティ金融利害・投資階級がエドワード期の繁栄をそれ相応に享受しえたのに対し、労働者階級がそれと同様に繁栄の恩恵を受けたかどうかに関しては、多大な疑問が残るのである。

「……英米独仏その他の諸邦、国は著しく富めるも、民ははなはだしく貧し。げに驚くべきはこれら文明国における多人数の貧乏である」¹¹⁾。1916年9月、河上肇は『貧乏物語』の新聞連載をこのような記述をもってはじめた。さらに氏はロレンツ (Lorenz) 曲線を用いてこれら諸国の富の分布状況を図示し、イギリスにおける富の分配が、平等分配の線から最も乖離していることを示したのであった¹²⁾。19世紀末頃よりアメリカ、ドイツの急速な経済発展に脅かされつつも、当時なお世界で最

も富める国イギリスにおいて、貧しい人々が最も多いと氏は認識したのである。またホブズボーム (E. J. Hobsbawm) は労働者の生活水準の長期的趨勢を概観し、ヴィクトリア中期の黄金時代にはそれ以前と比較してほとんどの労働者の生活水準は上昇し、イギリス経済の長期的衰退期とされた大不況期にも継続的にそしてより一層その状況は改善されたが、実質所得に関しては世紀転換期にその改善が止まり、第1次世界大戦にかけて低下の傾向さえみせるようになったと述べている¹³⁾。そしてこの豊かさの中にある貧困の問題は、奢侈的階級の象徴たる国王エドワード7世とそれをとりまく上流階級の饗宴が華やかであればある程¹⁴⁾、強烈に当時の見識ある人々の注目を集めたのであった。いわゆる繁栄の内部に潜在する「貧困の発見」¹⁵⁾である。イギリス最後の栄光の時代は、まさに貧富の差が顕著に拡大した時代でもあったわけである。

このように世紀転換期のイギリスは、繁栄と窮乏が入りまじり、複合的な危機の時代を形成していたともいえる。危機の内容は前述した貧困の問題をはじめ、学校給食や老齢年金等の社会問題、タフ・ヴェイル判決 (Taff Vale Judgement, 1901年) に代表されるような大型の労働争議や大量の失業問題等の労働問題、婦人参政権、上院改革、アイルランド自治等をめぐる政治問題等多岐にわたり、緊急に解決されるべき難解な諸問題が国内に山積されていた¹⁶⁾。さらにこうした国内における危機に加え、イギリスは世紀転換期頃より対外的な危機、いわゆる軍事的危機の時代を迎えることとなる。19世紀的世界がパクス・ブリタニカ (Pax Britannica) によって特徴づけられるとすれば、19世紀末から20世紀初頭へかけての世紀転換期は、ヨーロッパを中心とする世界における新たな緊張の時代の到来といってもいいであろう。アジア・アフリカ地域における先進資本主義諸烈強の市場争奪競争と軍事的対立のなかで、イギリスはドイツ帝国主義の強引な軍拡政策に対し、ナポレオン戦争以降はじめてヨーロッパに軍事的脅威を感じたのであった¹⁷⁾。こうした事態に直面し、イギリスはパクス・ブリタニカ維持のため、海軍力の増強を中心とした軍備拡張政策に奔走することとなる。

こうした帝国の維持・拡張のための軍事支出の増大に加え、帝国政策の遂行を現実に支える人民 (Imperial Race) の育成、すなわち一般国民に帝国の一員であることを自覚させるための諸施策に対しても、イギリス政府は多くの出費を考慮しなければならなかった¹⁸⁾。世紀転換期における経費膨張は、いわば内政・外交両側面が一体となった帝国政策遂行の必要から必然的に生じたものであったといえよう。戦地におもむく人民に死すべき祖国を与えることなしに、帝国主義戦争を勝ち抜くことは不可能なことであったのである。ドイツにおけるビスマルク (O. Bismarck) の家父長的社会政策の早期的実現は、こうした背景を如実に示すものであろう。また1884年のイギリス第3次選挙法改正は、成年男子労働者のほとんどに選挙権を与えることとなり、以後各政党は労働者階級への諸政策を明確に主張することなしに総選挙を戦うことも不可能となった。自由放任主義を基調としたイギリスの社会政策は、こうして世紀転換期にその方針転換を余儀なくされるのである。いわゆる自由主義の変容、自由放任主義から「新自由主義」への転換が社会政策に反映されてくることとなるのである¹⁹⁾。ここに経費抑制策から経費膨張の容認へ、すなわち「小さな政府」から「大きな政

府」への方針転換が現実のものとなり、この膨張する経費に対応しうる税収構造を確立させるため、自由党政府は一連の所得税改革をおし進めていくこととなるのであった。以下、こうした所得税改革を現実のものとした社会状況を、所得の分布という観点から詳しくみていくこととしよう。

III 所得分布の状況と産業所得の成長

膨張する経費に直面し、自由党が所得税を将来の基幹税とした背景には、所得税納税者にそれに応じた十分な担税力とそれを受容する理由が存在したと思われる。ここではその豊かな担税力をみいだした社会状況を、イギリス内国税収入局(Inland Revenue)に残された所得税収入の内訳から、所得の分布状況という観点で分析していこうと思う。

まず20世紀初頭の所得の分布状況を考察する前に、イギリス経済がその絶頂期を迎えていたと思われるヴィクトリア時代中期の1860年の所得税収入の内訳からみてみることにしよう。次に掲げる第1表は1859年4月1日に始まり、1860年3月31日に終了した年度の所得税収入の内訳をスケジュール²⁰⁾ (schedule)別に示した表である。イギリスの所得税は分類所得税の形をとっており、所得の源泉の違いにしたがってスケジュール別にAからEまでに5つに分類されて徴収されていた。スケジュールAは不動産所得、すなわち土地や家屋の所有から生じる地代や家賃収入であり、土地や家屋の年価値を課税標準として算定され、借地農ならびに借家人の地代・家賃から源泉徴収された。スケジュールBは土地の占有(耕作)から得られる所得、すなわち借地農の概算収益であり、土地の年価値の1/2(1894年以降は1/3)を課税標準として課税され、借地農により納税された。スケジュールCはイギリス、インド、その他英領植民地、諸外国の政府証券から生じる所得、いわゆる公債利子であり、できるかぎり源泉徴収されるが、イギリス所得税は受領地原則が実施されており、イギリス国外で受領される利子は課税対象とならない。しかし、海外からの送金が利子収入であるか否かをみきわめることはきわめて難しく、「概して国外投資所得は租税を遁脱する」のであり、それを仲介するのがいわゆるシティの金融業者であった。シティの巨大銀行やマーチャント・バンクを仲介して展開される莫大な海外投資の実態は²¹⁾、銀行の内部資料や帳簿等が徴税当局に提示されない限り解明不可能であり、その正確な所得捕捉はきわめて困難であった。スケジュールDは(1)商工業所得、(2)学者・専門職等からの所得、(3)私的な利子・配当、(4)海外証券からの利子配当、(5)植民地・外国財産からの所得、(6)その他の所得とわかれ、株式公開企業の配当以外、自己査定(self-assessment)にもとづいて申告納税された。最後にスケジュールEは公務員(官吏)や株式公開企業の被傭者、いわゆるホワイトカラー層の所得で、給与所得から源泉徴収されたのであった。また税率は一定の比例税で、1860年当時の税率は1ポンド当り9ペンスであった。

さて、第1表の内容をみてみると、産業革命を経過したイギリス経済が「世界の工場」としてその栄光の絶頂期を迎えたヴィクトリア中期においても、土地、すなわち農業からの所得が全所得の過半を占め、産業や投資関連の所得と比較してなお優越した地位にあったことがわかる。不動産所得からの税収スケジュールAは全体の税収の46.3%を占め、これに借地農の概算収益からの税収ス

第1表 スケジュール別税収額, 1859-60年度

(単位: ポンド, 括弧内は%)

	税 収 額	
A	4,532,870	(46.3)
B	549,509	(5.6)
C	1,040,775	(10.6)
D	3,012,935	(30.8)
E	653,394	(6.7)
計	9,789,483	(100.0)

Parliamentary Papers, 1860, vol. X X III,

Reports from Commissioners, *Inland Revenue*, p.19(253) より作成。

スケジュールBの5.6%を加えると全体の約52%となる。スケジュールAの所得のうち、地代収入と家賃収入の割合がこの段階では不明であるが、ともかく当時の社会では不動産の所有が最も大きな所得を生む源泉だったのであり、こうした地主富裕層に所得が集中していたものと思われる。これに対して産業関連のスケジュールDからの税収は全体の30.8%にとどまり、これにスケジュールEの企業の被傭者の給与所得からの税収を加えても、おそらく全体の35%程度を占めていたにすぎないのである。もちろん、こうした事実をもってイギリスの産業革命が長期にわたる連続的過程であったとか、イギリス産業革命期といわれている時代の経済成長が、その前後と比較してそれ程きわだったものではなく、イギリス工業化の現実過程は19世紀後半に生じたなどとはいえないが²²⁾、ともかく当時のイギリス社会の中心を構成し、最も高額の所得を得ていた階層は、広大な農地を所有する地主貴族層であったことはまぎれもない事実なのである。

ではつぎに、ヴィクトリア中期の繁栄期からおよそ45年を経た20世紀初頭の所得税収入の内訳を第2表でみてみよう。当時の税率は1ポンド当たり1シリングであるが、これを1860年当時の税率に換算し、さらにスケジュールBでは1894年以降の課税標準が土地の年価値の1/2から1/3へと引き下げられたことも修正し、1859-60年度の税収のもととなった課税所得額を100とした場合の所得の変化を示したのが表中の課税所得指数である²³⁾。表より総税収の絶対額は1860年の約980万ポンドから1905年の約3,100万ポンドへと3倍強に増加し、それに対応する課税所得総額は2.37倍に増加した計算になるが、その増加の内容は各スケジュールによってかなり異なることは注目に値する。不動産所得のスケジュールAがこの間1.3倍の課税所得増にとどまり、借地農収益のスケジュールBに至っては0.43倍と低迷しているのに対し、産業所得のスケジュールDは4.54倍、給与所得のスケジュールEは2.91倍と大きな課税所得の伸びを示している。こうした事実は、この間イギリスが完全に産業を主体とした経済構造を持つに至ったこと、また1870年以降の大不況期における運輸革命とそれによる低廉な農産物の大量流入がイギリス農業に与えた壊滅的打撃の大きさを如実に示すも

第2表 スケジュール別税収額, 1904-5年度

(単位: ポンド, 括弧内は%, 指数は1859-60年度=100)

	税 収 額	課税所得指数
A	7,884,804 (25.4)	130
B	210,256 (0.7)	43 *
C	2,067,852 (6.7)	149
D	18,261,716 (59.0)	454
E	2,541,776 (8.2)	291
計	30,966,404 (100.0)	237

※1894年以降、スケジュールBの課税標準は、年価値の1/2から1/3へと引き下げられたが、その変化も修正した指数。Parliamentary Papers, 1906, vol. X XVI, Reports from Commissioners, Inspectors, and Others, *Inland Revenue*, pp.199-225 (617-643) より作成。

のであろう。産業関連所得のスケジュールDからの税収は全体の59%を占め、イギリスは文字通りの工業国家としての様相を呈するようになったのである。これに対して、イギリス農業は完全にかつての国民経済の基盤としての地位を喪失し、農地は急速に資産としての価値を失いつつあった。1894年におけるスケジュールBの課税標準を土地の年価値の1/2から1/3へと引き下げた措置は、こうした農業不況に対する自由党の借地農=農業資本家救済策のあらわれであり、同年の相続税改革による不動産への課税強化とあわせ、自由党の土地政策の基本をなすものであった²⁴⁾。農業不況と不動産への課税強化という状況のもとで農地の資産としての魅力は減少し、イギリス地主貴族層はしだいに土地・所領を売却して金融資産へとその資産内容を転換させていった。この過程はおそらく農業不況以降徐々に進行し、自由党による地主層への最終的攻撃である地価税をもり込んだいわゆる「人民予算」の成立以後、一挙に顕在化することとなるのである。

しかしながら反面、こうした農業不況の影響も受けず、安定した地代収入と土地資産価値の上昇を享受した地主も存在した。それは都市ならびにその近郊に土地や建物を所有する地主である²⁵⁾。前述したようにイギリスが全面的に工業国家としての経済構造を持つに至ったことにより、人口は都市ならびにその近郊に集中し、労働者の住宅用地や工場敷地は高い資産価値を持つようになった。それはとりもなおさずイギリスの産業発展の賜物であり、スラム化する都市の荒廃をよそに、これらの資産を所有する地主たちは安定した不労所得と所有資産価値の不労増価を享受していたのである。国王エドワード7世とそれを取りまく地主貴族層の饗宴は、こうした一部富裕地主層と土地から金融資産への転換を進めつつあった富裕層を中心としたものであり、ここでも農業と労働者階級を犠牲としたエドワード期の繁栄が浮き彫りにされるのである。

それではつぎに、この急成長をとげたスケジュールDからの税収の内容をさらに詳しくみていく

第3表 イギリスにおける産業所得の分布状況, 1859-60年度

(銀行・ディーラー等を除く, 単位: ポンド, 括弧内は%)

所得層	査定数	所得総額
100以下	18,205 (6.3)	1,160,930 (1.3)
100~700	256,397 (88.0)	43,885,091 (49.3)
700~2,000	11,785 (4.0)	12,466,863 (14.0)
2,000超	4,815 (1.7)	31,488,128 (35.4)
計	291,202 (100.0)	89,001,012 (100.0)

Parliamentary Papers, 1870, vol. X X, Reports from Commissioners, *Inland Revenue*, pp.202-206(580-584)より作成。

こととしよう。前述したように、スケジュールDの所得税は株式公開企業の配当以外は納税者の申告にもとづいて課税・納税されていた。徴税当局はまず免税点以上の所得のありそうな人物に申告書を送付し、納税者はその申告用紙に必要な事項を書き入れて徴税当局に返送したのち、その自己査定の申告にもとづいて納税するという方法である。また仮に納税者から申告書が返送されてこなかった場合には、徴税当局が当該者の所得を推定したうえで公式の査定額を本人に通知し、納税者はそれに従って納税するか、それに納得がいけない場合は提訴によって自己の所得額を証明したうえで納税がおこなわれたのであった²⁶⁾。

こうして査定がおこなわれた1859-60年度の個人の所得を、免税点以下の年収100ポンド以下、中産階級の下層を構成する年収100-700ポンドの所得層、中産階級の中層を構成する年収700-2,000ポンドの所得層、そして中産階級上層と最富裕層を構成する年収2,000ポンド以上の所得層に分類したのが第3表である。表より年収100-700ポンドの中産階級下層が査定数で全体の88%という圧倒的多数を占め、所得総額でも全体の49.3%と約半分近くを占めているのがわかるであろう。またこの段階においても富裕層への所得の集中はかなり顕著であり、年収2,000ポンド以上の所得層は査定数では全体の1.7%を占めるにすぎないが、所得総額では全体の35.4%を占めていたのである。しかし当時あっては富裕層の資産の中心は土地を主体とした不動産にあったのであり、そこからの所得であるスケジュールAの所得分布には、より一層の富の偏在が認められるものと思われる。ともかくこの簡単な表からきわめて大胆な推量が許されるならば、産業所得に関する限り、ヴィクトリア中期においても大企業や富裕資本家層への所得の集中はみられるもののそれ程極度という程のものではなく、中産階級下層、いわばその後には中小企業を構成するような中小資本家層が数でも圧倒的多数を占め、全体の中で占める所得総額でもそれ相応のものを得ていたと推測されるのである。換言すれば、所得の中心は依然として農業関連のものではあるものの、ヴィクトリア中期は歴史上唯一の自生的産業革命の展開をあとづけるような中小資本家層を中心とした産業資本主義段階、まさにイギリス個人資本主義を如実に示す所得分布をみせていたと思われるのである。

第4表 イギリスにおける産業所得・給与所得の分布状況，1904-5年度

(銀行・ディーラー等を除く，単位：ポンド，括弧内は%)

所得層	個人(被備者を除く)		私 企 業		公 開 企 業	
	査定数	所得総額	査定数	所得総額	査定数	所得総額
160以下	126,213(33.4)	10,308,997(9.7)	7,826(13.2)	661,291(0.8)	8,157(26.0)	536,469(0.2)
160-700	234,183(62.1)	63,538,557(59.7)	31,138(52.6)	11,678,817(13.7)	7,982(25.4)	3,024,316(1.2)
700-2,000	14,050(3.7)	15,588,747(14.7)	12,346(20.8)	15,436,039(18.0)	5,702(18.1)	7,233,293(2.9)
2,000超	2,894(0.8)	16,917,306(15.9)	7,917(13.4)	57,701,460(67.5)	9,567(30.5)	236,538,232(95.7)
計	377,340(100.0)	106,353,607(100.0)	59,227(100.0)	85,477,607(100.0)	31,408(100.0)	247,332,310(100.0)

所得層	地 方 公 社		被備者(スケジュールDおよびE)		合 計	
	査定数	所得総額	査定数	所得総額	査定数	所得総額
160以下	6,052(62.0)	243,935(1.2)	164,331(33.8)	11,008,299(9.8)	312,579(32.4)	22,758,991(4.0)
160-700	1,830(18.7)	645,423(3.2)	306,099(63.0)	82,402,990(73.2)	581,232(60.3)	161,285,103(28.2)
700-2,000	855(8.8)	1,028,772(5.2)	14,628(3.0)	15,048,147(13.4)	47,581(5.0)	54,334,998(9.5)
2,000超	1,027(10.5)	17,962,214(90.4)	1,069(0.2)	4,118,769(3.6)	22,474(2.3)	333,237,981(58.3)
計	9,764(100.0)	19,875,344(100.0)	486,127(100.0)	112,578,205(100.0)	963,866(100.0)	571,617,073(100.0)

Parliamentary Papers, 1906, vol. X XVI, Reports from Commissioners, Inspectors, and Others, *Inland Revenue*, pp.228-229(646-647)より作成。

ではヴィクトリア中期の繁栄期から45年を経た20世紀初頭，このスケジュールDの所得分布はどのように変化したのであろうか。第4表は1904-5年度のスケジュールDならびにEの申告の内容を第3表と同じように所得階層別に分類し，やや詳しく表示したものである。表中個人とあるのは商店や小規模工場等の個人的営業主や弁護士・医者等の専門職の人々，私企業はパートナーシップを主体とする同族的ないしは少人数の出資形態の企業，公開企業とは株式会社形態で発行株式を一般に公開している鉄道会社に代表されるような大企業，地方公社は所得税の課税対象となる公共の事業，そして官吏や一般企業に雇用されている上層ホワイトカラー層が被備者という分類になる。表より個人営業では年収700ポンド以下の所得層が査定数でも所得総額でも圧倒的多数を占め，ここでは中産階級下層が主体であったことがわかる。また私企業分野では，年収160-700ポンドの所得層が中心を占めつつも年収700ポンド以上の所得層もかなりの割合を占め，中小資本家層の全体的な底上げがみられたことはまず間違いのないところであろう。さらに被備者の分野でも年収160-700ポンドの所得層がかなりの割合を占め，こうした上層ホワイトカラー層が新たな中間層として成長しつつある状況がうかがえる。1860年の数字が詳細な統計にもとづいていないため正確なことはいえないが，きわめて大雑把な推測が許されるならば，ヴィクトリア中期からエドワード期にかけてイギリスでは旧中間層である個人営業主や小規模な私企業を主体とする中産階級下層，私企業を中心とする中産階級中・上層，そして新中間層であるホワイトカラー層の中産階級下層が総体として成長して全体的な底上げがおこなわれ，確固とした中間層を構成していたと思われるのである。この間，こうした中間層はスケジュールD・Eの査定数ではおよそ27万から63万へと約2.3倍に増加

し、所得総額でも約5,635万ポンドから2億1,562万ポンドへと約3.8倍に増加したのであった。

これに対して、1860年と1905年の間に最も顕著な変化をみせたのは年収2,000ポンド以上の所得層であった。いわゆる中産階級上層ならびに最富裕層を構成する年収2,000ポンド以上の所得層は、1905年においては45年前の査定数の約4.7倍の22,474、所得総額では実に約10.6倍の3億3,323万ポンドへと著しい増加を示しているのである。そしてここでも1860年の統計の詳細が不明なため正確な比較はできないが、第4表からみる限りこの急成長の主たる要因は株式公開企業、すなわち所有と経営の分離した大企業への所得の集中にあるとみてまず間違いのないであろう。もちろん所得の大きさと企業の規模が一致するわけではないが、個々の企業は別として総体ととしてとらえた場合、所得の大きさから企業の規模を類推してみてもそれ程大きな差異が存在するとは思えないのである。こうしてしてみるとイギリス最後の繁栄期といわれたエドワード期は、中小資本家層や新中間層の全体的な底上げに加え、大規模企業への所得の集中とそれにとまなうそれら企業への投資階級の所得の驚異的増加が認められる。1905年において、査定数では全体のわずか2.3%を占めるに過ぎない年収2,000ポンド以上の中産階級上層、最富裕層ならびに大企業は、スケジュールD・Eの調査対象となった所得総額の実に58.3%を占めていたのである。所得税改革をおしすすめ、所得税を税収の基幹として位置づけていこうと構想する自由党の政策方針決定の背後には、こうした産業所得を中心とした豊かな担税力の上昇という現実が存在していたと思われる。

さて、以上の分析は主として20世紀初頭における所得税納税者約110万人²⁷⁾、しかもそのうちのスケジュールD・Eの申告納税者約65万人についての所得分布を示したものであるが、当時において所得税を納税するということが、すなわち免税点の年収160ポンド以上の所得を得ているということ自体、すでに下層なりとも中間層ないし中小資本家層に属していることのアカシでもあった。それでは、その他の大多数を占める労働者階級の所得はどれ程のものであったのであろうか。やや時代は異なるが1912年の熟練労働者と日雇労働者の週給を示すと、建築関係の大工や配管工、機械工業等の熟練職人で週給35～40シリング、年収にして90～100ポンド、日雇労働者では週給20～25シリング、年収に換算して50～65ポンドと、所得税を負担する年収160ポンドには遠く及ばないのである²⁸⁾。これを約70年程前の1840年代中頃の労働者の所得と比較すると、当時の紡績工で週給約20シリング、陶器製造工場の熟練工で1日12時間、週72時間の労働で週給32～40シリングと、この70年間ほとんど変化がない²⁹⁾。もちろん、食料品や衣類等の生活必需品の価格低下、住居等の社会資本の整備等により、労働者の生活水準はそれなりに上昇し、20世紀初頭においては世界で最も富める労働者であったこともまた事実である。しかし、これまで分析してきた中産階級や最富裕層の所得の伸びと比較した場合、20世紀初頭のイギリス労働者階級は、ヴィクトリア中期と比較して相対的に、また大不況期以降の19世紀末と比較してはホブズボームの述べるように絶対的にさえ貧困化したと思われるのである。エドワード7世をとりまく人々の華やかな饗宴と中産階級の繁栄の影で、労働者階級は失業の不安を抱えながら都市スラムの中に沈没していった。貧富の差は拡大する一方であった。

以上を総括すると、所得の分布状況からみた20世紀初頭のイギリス社会は、およそ次のようになるであろう。すなわち、ヴィクトリア中期からエドワード期にかけてイギリスは全面的に工業国家へと変貌し、工業が文字どおり国民経済の中心の座を占めるに至った。また、農業は大不況期に生じた運輸革命による安価な農産物の大量流入により壊滅的打撃を受け、農地は急速にその資産価値を失いつつあった。地主富裕層はこの間、徐々に土地資産から金融資産へとその資産内容を転換し始め、自由党による土地基本政策が明確に実施に移されたいわゆる「人民予算」の成立から第一次大戦以降にかけて、その傾向は一段と顕著になるのである。工業の分野では個別企業の全体的な底上げという状況のもとで中小資本家層の着実な成長がみられ、新たに専門職やホワイトカラー上層部の新中間層が形成されつつあった。しかしこの時期を最も特徴づけるものは大規模企業の発展であり³⁰⁾、これら大企業と中小資本家が経営するいわゆる中小企業との間の所得格差は著しいひらきをみせるに至った。エドワード期の繁栄を最も享受したのは、こうした大企業や海外への投資から莫大な所得を生みだした中産階級上層から最富裕層であり、こうした奢侈階級と中産階級中・下層との間にも、中産階級と労働者階級の間同様、もはや越えがたい溝が生まれることとなった。最後に、労働者階級はこうした繁栄の恩恵を受けることはなく、大不況期以降その実質所得の伸びは停滞し、今世紀初頭には低下傾向までをもみせるようになった。大型の労働争議の頻発はこうした社会不安、社会の歪のあらわれであり、人々は虚飾の繁栄のさなかにあらためて「貧困の発見」をすることとなるのである。そしてイギリスが海外資産の保全のため、また海外市場の確保のために帝国主義政策をおしすすめ、パクス・ブリタニカの構図を維持・拡大していこうとするならば、海軍を主体とした軍事力の拡充と同時に、こうした国内不満要因の除却、貧困化する労働者階級に対する様々な社会政策の実施が要求されてくることとなるのである。

IV 税収構造の変化と担税力

これまで考察してきた社会状況のもとで、イギリスはボーア戦争以降、本格的な経費膨張の時代を迎える。膨張の程度こそ、第1次大戦や第2次大戦期のような驚異的なものではないが、イギリスがこの20世紀初頭の時期にその後の経費膨張に対応すべく、その税収構造を変化させていったことは、注目に値するであろう。ピーコックとワイズマンが述べた経費膨張とそれに対応する税収増の時間的パターン、すなわち転位効果が生じた背景には、実は税収の量的な増加とともにそれに対応した税収構造の変化、すなわち質的变化が随伴していたのである。この質的变化とは税収の主体となる基幹税の転換を意味し、この時期、イギリスは税収の中心を関税や消費税といった間接税から相続税や所得税等の直接税、その中でもとりわけ所得税へと変化させていった。それはあたかも突然の経費膨張に対する即応的变化というよりも、イギリス社会経済の変化の過程に応じた担税力の長期的展望にもとづく変化であり、国内の勢力バランスの変化の体現ともいえる内容のものであった。

「小さな政府」と自由放任主義が支配的であった19世紀のイギリスにおいては、税収の中心はわず

かばかりの嗜好品にかけられた関税と消費税によって賄われ、それに対して所得税や相続税といった直接税からの税収は、全体の約3割程度を占めるにすぎなかった。とりわけ19世紀後半においては、自由主義の代名詞ともいえる自由党の宰相グラッドストーン (W. E. Gladstone) が政府活動が経済に干渉することにあくまで反対し、最後まで所得税の廃止に熱意をそそいだのであった³¹⁾。しかし経費膨張が顕在化していくなかで、税収の中心を間接税から直接税へと移行させていく一連の税制改革は、主としてこの自由党政権のもとでおこなわれた。保守党 (統一党) はその主要な支持基盤である地主富裕層からの強硬な反対により、税制改革に関しては関税の増徴を主張するのみで、なら有効な方策を講じえなかったのである。

間接税中心主義から直接税中心主義への転換をはかる自由党による一連の税制改革は、1894年のハーコート (W. Harcourt) による相続税改革により始まるといえるであろう。それは同時にグラッドストーンが政界を引退した年でもあり、自由主義の変容を特徴づける象徴的出来事であった。ハーコートによる相続税改革は、従来からイギリスの相続税で優遇されてきた不動産への課税を強化し、あわせて税率を累進化することによってそれまでイギリス社会を支配してきながら十分な租税負担を負ってこなかったと思われる地主富裕層の租税負担を増加させようとするものである³²⁾。これは土地に対する課税を強化することによって土地を流動化し、地域開発の促進をはかるとともに自由党の土地基本政策である自作農創設をすすめるための方策でもあった。この相続税改革により、農業不況の影響でただでさえ苦境に陥っていた地主富裕層は、かつての魅力ある資産であった土地にみきりをつけ、前述したように土地資産の売却と金融資産への転換をすすめていくこととなる。こうした傾向は19世紀末の段階ではそれ程目立つものではなかったが、1909-10年度のいわゆる「人民予算」における地価税の導入という象徴的出来事により顕在化していくこととなり、第1次大戦以降決定的となるのである³³⁾。

さて、相続税改革は実質的には税収の増加をともなったのではあるが、その主たる政策的意図が大土地所有制の解体にあったのに対し、ポーア戦争後の本格的な経費膨張に直面した自由党は、いよいよ所得税改革に着手することとなる。それは同時に相続税改革による土地への課税強化が、地主富裕層のもつ豊富な担税力に期待するものであったのに対し、所得税改革による税収増の期待は、それ以上に増大する産業・投資所得の持つ担税力に依存するものであった。これまで考察してきたように、ヴィクトリア中期からエドワード期にかけてイギリス経済は全面的に工業に偏重した構造をとるに至り、産業関連からの税収であるスケデュールDは、イギリス所得税のなかできわだって重要な位置を占めるに至ったのである。自由党政権による所得税改革は、2つの段階を経ておこなわれた。まず1907-8年度に所得税に差別制が導入され、1909-10年度のいわゆる「人民予算」において累進制が導入されたのである。1907-8年度の差別制の導入は、将来の税率引き上げ、累進制の導入を前に、年収2,000ポンド以下の稼働所得に軽減税率を適用し、中小資本家層に恩恵を与えるとともに、応能負担の原則をよりきめ細かに実施しようとするための方策であった。そして2年後の1909-10年度予算において、一般税率の引き上げとともに超過税という形で累進制が導入され、

第5表 イギリス国家歳入の推移、1911-24年（単位：千ポンド、括弧内は%）

年 度	1911-2	1914-5	1917-8	1920-1	1923-4
関 税	33,649 (21.7)	38,662 (20.4)	71,261 (11.6)	134,003 (13.0)	119,958 (16.7)
消 費 税	38,380 (25.8)	42,313 (22.4)	38,772 (6.3)	199,782 (19.4)	147,970 (20.6)
自動車税	—	—	—	7,073 (0.7)	14,691 (2.0)
相 続 税	25,392 (16.4)	28,382 (15.0)	31,674 (5.2)	47,729 (4.6)	57,800 (8.1)
印 紙 税	9,454 (6.1)	7,577 (4.0)	8,300 (1.4)	26,591 (2.6)	21,570 (3.0)
地 租	750 (0.5)	630 (0.3)	665 (0.1)	650 (0.1)	600 (0.1)
家 屋 税	2,130 (1.4)	1,930 (1.0)	1,960 (0.3)	1,900 (0.2)	1,900 (0.3)
所 得 税	41,804 (27.0)	59,279 (31.3)	216,252 (35.3)	338,865 (32.8)	269,331 (37.5)
超 過 税	3,000 (1.9)	10,120 (5.4)	23,257 (3.8)	55,281 (5.3)	60,640 (8.4)
超過利潤税	—	—	220,214 (35.9)	219,181 (21.2)	—
法人所得税	—	—	—	650 (0.1)	23,340 (3.3)
地 価 税	481 (0.3)	412 (0.2)	685 (0.1)	20 (0.0)	260 (0.0)
租税収入計	155,040(100.0)	189,305(100.0)	613,040(100.0)	1,031,725(100.0)	718,060(100.0)
郵 便	19,650 (65.4)	20,400 (54.6)	25,200 (26.8)	36,100 (9.1)	32,840 (27.5)
電 信	3,105 (10.3)	3,000 (8.0)	3,500 (3.7)	5,200 (1.3)	5,570 (4.7)
電 話	2,945 (9.8)	6,250 (16.7)	6,600 (7.0)	8,200 (2.1)	14,390 (12.1)
王 領 地	530 (1.8)	545 (1.5)	690 (0.7)	660 (0.2)	920 (0.8)
諸借款収入	1,281 (4.3)	1,277 (3.4)	6,056 (6.4)	30,771 (7.8)	12,607 (10.6)
専売特許等	1,031 (3.4)	961 (2.6)	934 (1.0)	1,802 (0.5)	1,695 (1.4)
民生局収入等	1,508 (5.0)	4,956 (13.2)	51,214 (54.4)	311,527 (79.0)	51,087 (42.9)
租税外収入計	30,050(100.0)	37,389(100.0)	94,194(100.0)	394,260(100.0)	119,109(100.0)
歳 入 計	185,090	226,694	707,234	1,425,985	837,169

Statistical Abstract for the United Kingdom, No. 69, 1926, pp. 2-3より作成。

第6表 所得税税率と税収額の推移、1911-25年（金額の単位：千ポンド）

年 度	一般税率	稼働所得税率	超過税率	税収額
1911-2	1s. 2d.	9d. ~ 1s. 2d.	6d.	44,804
1912-3	1s. 2d.	9d. ~ 1s. 2d.	6d.	44,806
1913-4	1s. 2d.	9d. ~ 1s. 2d.	6d.	47,249
1914-5 ^{a)}	1s. 3d.	9d. ~ 1s. 3d.	5d. ~ 1s. 4d.	69,399
1915-6 ^{b)}	2s. 6d.	1s. 6d. ~ 2s. 6d.	10d. ~ 2s. 8d.	128,320
1916-7	5s.	2s. 3d. ~ 5s.	10d. ~ 3s. 6d.	205,033
1917-8	5s.	2s. 3d. ~ 5s.	10d. ~ 3s. 6d.	239,509
1918-9	6s.	2s. 3d. ~ 6s.	1s. ~ 4s. 6d.	291,186
1919-20	6s.	2s. 3d. ~ 6s.	1s. ~ 4s. 6d.	359,099
1920-1 ^{c)}		6s.	1s. 6d. ~ 6s.	394,146
1921-2		6s.	1s. 6d. ~ 6s.	398,757
1922-3		5s.	1s. 6d. ~ 6s.	379,045
1923-4		4s. 6d.	1s. 6d. ~ 6s.	329,971
1924-5		4s. 6d.	1s. 6d. ~ 6s.	336,516

a) 1914-5年度の税率は、最後の4ヵ月間2倍にされた b) 1915-6年度の税率は、後半40%引き上げられ、超過税も3s. 6d.まで引き上げられた c) 1920-1年度以降、稼働所得に対して課税所得額の10分の1（最高£200を限度）の所得控除が認められた。 Statistical Abstract for the United Kingdom, No. 69, 1926, pp. 2-3より作成。

所得税の基幹税化が現実のものとなっていくのである。1909年4月29日の4時間半に及ぶ歴史的予算演説において、蔵相ロイド・ジョージ(D. Lloyd George)は1907年恐慌の影響でほとんどの税目が期待した税収をあげられなかった1908-9年度の決算を概観し、所得税のみが当初予定よりも100万ポンド近い増収を示したことをとりあげ、「過去において所得税ほどこのような試練の時にも耐えるような財源はなかったし、これほど確実に税収をあげられるような税はないであろう」³⁴⁾と述べた。自由党が中小資本家層以上の所得層の担税力に依存するかたちで経費膨張に対応しようとしたことは明白であった。「人民予算」においてはあまりにも急速な経費膨張に直面して間接税部分の増税が同時におこなわれたため、税収の直間比率の逆転はわずかばかりにとどまったが(間接税47.5%, 直接税52.5%, 1911-2年度), その後第5表にみられるように第1次大戦前後を通じて直接税、とりわけ所得税への依存度が強まり、所得税は基幹税として税収の中心を占めるに至った。第1次大戦後の1923-4年度では所得税は全税収の45.9%を占め、それは関税と消費税をあわせた税収(37.3%)をはるかにしのぐ税収をあげているのである。また、この間の所得税の税率の変化を示すと第6表のようになる。1904-5年度の所得税税率が1ポンド当り1シリング(5%), 税収が3,100万ポンド弱であったのに対し、1920-1年度の最高税率は一般税率と超過税率を加えておよそ1ポンド当り12シリング(60%), 税収は13倍近い3億9,400万ポンドをあげているのである。20世紀初頭に自由党が期待した産業所得の担税力が現実の税収を支えたのであった。

V 結語

かつて現代国家における社会的進歩により国家活動が増大し、経費膨張の傾向がたえず生ずることを提唱したワグナー(A. Wagner)に対し、ピーコックとワイズマンはその経費膨張にある時間的パターンがあることを指摘し、それを転位効果と名づけた。彼らはそれが第1次大戦期と第2次大戦期のイギリスに明瞭にあらわれたことを述べたが、これまで考察してきたようにこうした経費膨張は、程度の差はあれポーア戦争後にも生じていた。激化する資本主義諸烈強による植民地市場争奪戦とそのための軍事支出の増大に加え、イギリスにおいては第3次選挙法改正にともなう成年男子労働者の大多数の選挙権獲得により、20世紀初頭以降、1908年に実現した老齢年金制度をはじめとして国家的規模で社会政策費が増大していく。それはピーコックとワイズマンが転位効果に随伴して生ずるとした集中過程のあらわれでもあり、イギリスでは以後国家的規模で様々な社会政策が実施されていくこととなるのである。経費膨張は対外的な軍事費の拡大と国内的な社会政策費の拡大が時を同じくして生じる帝国主義期に特徴的にみられた過程であった。

では、この経費膨張に対応する税収のほうはどのような変化をみせたのであろうか。本格的な経費膨張の時代を迎え、イギリスは税収構造を間接税中心主義から直接税中心主義へと変化させていく。それらの一連の税制改革はすべてランカシャー綿業、シティ金融利害、労働者階級という三つ巴の相関のうえに成立した自由党政権のもとでおこなわれ、1907-8年における所得税への差別制の導入、1909-10年度の所得税への累進制の導入という2つの段階を経て、イギリス国家歳入におけ

る税収の中心は間接税から直接税、とりわけ所得税へと移行していった。この変化の背景には、ウィクトリア中期からエドワード期にかけての産業所得の著しい成長があった。それと同時に、自由党の土地基本政策と大不況期以降の農業不況により、土地は資産としての魅力を徐々に失い、「人民子算」における地価税の導入という象徴的政策の実施により、地主富裕層はいっきよに土地資産から金融資産へとその資産内容を転換させていく。もはや所得の中心は農業ではなく、産業とそこへの投資にあり、経費膨張に直面した自由党政権は、そこに存在する豊かな担税力に将来の税収の基盤

第7表 所得階層別租税負担率の変化, 1903-19年 (%)

所得 (ポンド)	全額 稼働所得			半額 稼働所得		
	直接税	間接税	計	直接税	間接税	計
1903-4						
50	—	8.7	8.7	0.8	8.7	9.5
100	—	5.6	5.6	1.2	5.6	6.8
150	0.2	4.3	4.5	1.4	4.3	5.7
200	1.1	3.7	4.8	2.3	3.7	6.0
500	3.5	1.8	5.3	4.7	1.8	6.5
1,000	4.9	1.2	6.1	6.6	1.2	7.8
2,000	4.8	0.9	5.7	6.5	0.9	7.4
5,000	4.8	0.7	5.5	6.8	0.7	7.5
10,000	4.7	0.3	5.0	7.3	0.3	7.6
20,000	4.7	0.2	4.9	7.5	0.2	7.7
50,000	4.7	0.1	4.8	7.9	0.1	8.0
1913-4						
50	—	8.0	8.0	0.8	8.0	8.8
100	—	5.4	5.4	1.2	5.4	6.6
150	0.2	4.2	4.4	1.4	4.2	5.6
200	0.4	3.6	4.0	1.7	3.6	5.3
500	2.6	1.8	4.4	5.3	1.8	7.1
1,000	4.0	1.2	5.2	7.1	1.2	8.3
2,000	4.0	0.9	4.9	7.5	0.9	8.4
5,000	6.0	0.7	6.7	8.9	0.7	9.6
10,000	7.7	0.3	8.0	11.5	0.3	11.8
20,000	8.1	0.2	8.3	12.8	0.2	13.0
50,000	8.3	0.1	8.4	13.5	0.1	13.6
1918-9						
100	—	9.9	9.9	1.2	9.9	11.1
150	0.2	8.8	9.0	1.4	8.8	10.2
200	0.2	7.7	7.9	1.4	7.7	9.1
500	7.0	3.2	10.2	10.3	3.2	13.5
1,000	14.9	2.0	16.9	18.6	2.0	20.6
2,000	22.7	1.3	24.0	26.8	1.3	28.1
5,000	35.9	0.7	36.6	38.5	0.7	39.2
10,000	42.0	0.5	42.5	45.8	0.5	46.3
20,000	47.3	0.3	47.6	52.0	0.3	52.3
50,000	50.5	0.1	50.6	58.1	0.1	58.2

16歳以下の子女3人をもつ世帯を想定。Report of the Committee on National Debt and Taxation, 1927, pp.94-95より作成。

をみいだしたのであった。

しかも貧富の差が確実に拡大しつつあった20世紀初頭の社会状況において、直接税部分を累進化し、間接税部分を軽減することは、老齢年金制度等の財政支出政策とあわせ、所得再分配の機能をもつものであった。負担の増加を国民に強いるのであれば、その負担が公平であるべきことがその前提となるのであり、転位効果はこうした公平な税制実現へ向けての政策とあわせて現実のものとならざるをえない。直接税中心主義への転換とその累進化は、こうした公平な税制を実現させるための主要な方策であった。第7表は20世紀初頭から第1次大戦後へかけての所得階層別租税負担率の変化を示したものであるが、第1次大戦までは自由党の中産階級保護政策により、中産階級下層が租税負担率でかなり優遇されたが、転位効果が明瞭となる第1次大戦以降は、ほぼ応能負担の原則が貫かれているのである。イギリスにおける経費膨張、「小さな政府」から「大きな政府」への転換は、戦争という混乱期を経て、税収構造の変化と公平な税制実現の動きとあわせて、現実のものとなっていったのである。

注

- 1) A. T. Peacock and J. Wiseman, *The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*, 1967, p. xxxiii.
- 2) *Ibid.*, pp. 24-30.
- 3) 拙稿「1907年所得税改革とイギリス産業的中産階級の利害」『明治大学大学院経済学研究論集』第3号, 1995年, 174頁, ならびに192頁, 注1)を参照。
- 4) 拙稿「1907年所得税改革」ならびに拙稿「『人民予算』(1909-10年度)における自由党の対中産階級租税政策」『明治大学大学院経済学研究論集』第4号, 1996年を参照。
- 5) S. Nowell-Smith (ed.), *Edwardian England 1901-1914*, 1964, pp. 105ff.; J. Bishop, *The Illustrated London News, Social History of Edwardian Britain*, 1977, p.9.
- 6) 桑原莞爾「イギリス綿業と関税改革論争」(浜田正行編『20世紀的世界の形成』南窓社, 1994年所収) 14-15頁。
- 7) チェンバレン・キャンペーンに関しては、拙稿「1907年所得税改革」193頁, 注4)を参照。
- 8) 総選挙の結果は自由党400議席, 統一党157議席, 労働党30議席, アイルランド国民党83議席であった(D. Butler and J. Freeman, *British Political Facts 1900-1960*, 1963, p. 122)。
- 9) 桑原莞爾, 前掲稿, 32-34頁。
- 10) S. B. Saul, *Studies in British Overseas Trade*, 1960, p.58 (S. B. ソウル著, 堀晋一・西村閑也訳『世界貿易の構造とイギリス経済』法政大学出版局, 1974年, 67頁)。
- 11) 河上肇『貧乏物語』岩波文庫, 1947年, 11頁。
- 12) 同上書, 34-35頁。
- 13) E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, 1968, pp. 132-133 (E. J. ホブズボーム著, 浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳『産業と帝国』未来社, 1984年, 193頁)。
- 14) *Ibid.*, p. 139 (前掲書邦訳, 202-203頁)。

- 15) 安保則夫「イギリス新自由主義と社会改革——世紀転換期の社会改革論争にみる「自由主義の変容」の意味——」『経済学論究』（関西学院大学）第36巻，第3号，1982年，98-99頁。
- 16) D. Powell, *The Edwardian Crisis Britain, 1901-1914*, 1996.
- 17) 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店，1981年，239-245頁。
- 18) 坂井秀夫『近代イギリス政治外交史II』創文社，1974年，162-163頁。
- 19) 20世紀初頭の自由党政権による一連の社会政策に関しては，J. R. Hay, *The Origins of the Liberal Welfare Reforms 1906-1914*, 1975 を参照。
- 20) イギリス所得税のスケジュール制に関しては，佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会，1965年，329-332頁，小松芳明『各国の租税制度』財経詳報社，1967年，第5章「イギリスの租税制度」を参照。
- 21) イギリスの資本輸出額の推定値に関しては多くの研究が存在するが，それらのほぼ一致した見解として，イギリスの資本輸出額は1875年の10-12億ポンド前後から，第1次大戦勃発時には約40億ポンド程度へと増加していたようである（A. H. Imlah, *Economic Elements in the Pax Britannica*, 1958, pp. 70-75; 南部宣行「1914年以前におけるブリテン対外投資の推定値・推定方法についての諸問題」（鈴木健夫・南部宣行編『大英帝国の光と影』早稲田大学現代政治経済研究所，1992年所収）125-127頁）。
- 22) リグリー（E. A. Wrigley）は近代史における重要な諸問題のうち，最も知的刺激に満ちているはずの産業革命研究が，現代の歴史家にとって後ろめたく思いながらもちらりと横目で眺める程度の問題となってしまう現状を憂慮し，新しい視角からの問題提起をおこなっている（E. A. Wrigley, *Continuity, Chance and Change: The character of the industrial revolution in England*, 1988, E. A. リグリー著，近藤正臣訳『エネルギーと産業革命』同文館，1991年）。また，経済成長理論やマクロ経済的計量分析を経済史，とりわけ分析の基礎となる数値が乏しくまた信用性も低い産業革命期のような時代に適用しようとする場合には，その数値の取扱いに十分な配慮が必要であることはいうまでもない。イギリス産業革命がイギリス社会と世界経済に与えたインパクトの大きさは，全体の平均値や総和といったような数値のみで表示されるものではないであろう。もちろん，数値での表示の重要性を否定するものではないが，工場制度がイギリスの労働者に与えた規律や生活習慣の変化等，数値では表示できない生産関係や階級関係にかかわる多くのことを産業革命は内包しているということ，歴史研究者は再度認識すべきであろうと思われる。詳しくは，M. Berg and P. Hudson, *Rehabilitating the industrial revolution*, *Economic History Review*, 2nd series, Vol. XLV, No.1, 1992; 道重一朗「イギリス産業革命像の再検討——経済発展の連続性と断絶性をめぐって——」『土地制度史学』第141号，1993年を参照。
- 23) 税率や課税標準の変更のほか，この間免税点が1860年の年収100ポンドから1905年には160ポンドへと変更されており，正確には1905年の税収に年収100-160ポンド層の仮の税収を加えるなどの修正もおこなわなければならないが，資料的制約からそのような金額の算定や修正はできなかった。しかし，その部分の仮の税収を加算したとしても，全体の表示にはさしたる影響を及ぼさないと考えてよいであろう。
- 24) 近代政党と土地問題に関しては，米川伸一「『土地問題』The Land Questionとイギリス議会 1868-1911」（同『現代イギリス経済形成史』未来社，1992年所収）を参照。
- 25) 拙稿「『人民予算』（1909-10年度）」，216-218頁。

- 26) こうした申告制度からスケジュールDでは脱税行為が横行していたといわれ、20世紀初頭の一連の所得税改革の際、あわせて脱税の防止策が強化されて公平な税制実現への努力が示された。こうした努力は、所得税を基幹税としてその税収増により歳入の安定をはかろうとする自由党の税制構想に対して、「国民的合意」を形成するための基盤を強化することとなった。詳しくは拙稿「1907年所得税改革」, 177-179頁, 193頁, 注19)を参照。
- 27) *Parliamentary Papers, 1906, Vol. IX, Reports from Committees, Report from the Select Committee on Income Tax, Minutes of Evidence, qq. 33-54, pp. 3-6 (711-714).*
- 28) E. R. Pike, *Human Documents of the Lloyd George Era, 1972, p. 26.*
- 29) Do., *Human Documents of the Industrial Revolution in Britain, 1966, pp. 52-53, 196.*
- 30) チャンドラー (A. D. Chandler) はアメリカにおける経営者資本主義 (managerial capitalism) とイギリスにおける個人資本主義 (personal capitalism) とを対比し、両国における企業経営組織発展の差異を明確に示した。アメリカにおけるスタンダード・オイル, デュポン, GM, USスチール等のビッグ・ビジネスの成長と対比した場合、イギリスにおける大規模企業の発達はあまり進展しなかったといわれているが、所得税収入の分析からみた場合、イギリスにおいても鉄道企業を中心としてある程度の大規模企業の成長が確認されるのである。しかしそうした企業がアメリカ的経営組織を持つに至ったかどうかは、個別企業の実態を詳しく調査しなければ明確にならないであろう。イギリスにおいては、その古典的産業革命の性格から中小規模の個別企業がその後も広範に、そして執拗に残存し、それらの中から同族的経営形態のまま大規模企業へと成長していった例も多い。近年、経済構造の国民類型的把握から、同族経営の発展を再評価する研究が数多く公表されている。詳しくはA. D. Chandler, *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism, 1990* (A. D. チャンドラー著, 安倍悦生他訳「スケール アンド スコープ」有斐閣, 1993年); G. Jones and M. B. Rose (ed.), *Family Capitalism, 1993*; M. W. Kirby and M. B. Rose (ed.), *Business Enterprise in Modern Britain, 1994*; J. F. Wilson, *British Business History, 1720-1994, 1995*等を参照。
- 31) E. R. A. Seligman, *The Income Tax, A Study of The History, and Practice of Income Taxation at Home and Abroad, 1911, pp. 172-179.*
- 32) ハーコートによる相続税改革に関しては、土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税』東京大学出版会, 1971年, 第5章「相続税の改革」, 佐藤芳彦『近代イギリス財政政策史研究』勁草書房, 1994年, 第II部, 第5章「国家財政政策——「大不況」期における相続税改革」を参照。
- 33) 米川伸一「資産階級の形成」(同, 前掲書所収), 36-37頁。
- 34) *Parliamentary Debates, 5th series, House of Commons, Vol. IV, 1909, col. 474.*